

広島市告示（中区）第 28 号
令和 8 年 3 月 27 日

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 5 条の 10 の規定に基づき、都市公園と道路とが相互に効用を兼ねる区域について、次のとおり協定を締結しました。

その関係図書は、広島市中区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一實

公園名	協定締結区域	協定締結年月日
平和大通り公園	中区鶴見町 1 番地先から 同区大手町 3 丁目 3 番地先	令和 8 年 3 月 27 日